

# 平成 26 年度 「エイズ対策実用化研究」 委託に係る仕様書

## 1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（エイズ対策実用化研究）」

## 2. 事業の目的

わが国では HIV の早期発見・早期治療に向けた対策が求められている。抗 HIV 療法は格段に進歩したが、効果の高いワクチンは開発されておらず、HIV 感染からエイズに至る病態は解明されていない。本研究領域では、原因ウイルスたる HIV の病原性研究、免疫病態や宿主の防御能に関する研究、予防ワクチンの開発研究、感染者の治療の改善、分子疫学的研究など、エイズに関連した基礎研究及び臨床研究を重視し、エイズ対策を総合的に推進することを目的とする。

## 3. 事業の概要等

わが国において HIV の早期発見・早期治療に向けた対策が求められていることを踏まえ、本研究領域では、主に以下のような課題を目的とした研究を行う。

### ① HIVの病原性に関する研究

HIVの増殖や変異を考慮して、ウイルスの病原性をウイルスの構造や機能の観点等から研究し、今後のエイズ対策に関する研究の基盤となるような研究計画であること。感染者の検体や霊長類モデルを用いて行う病態解析や宿主の自然免疫能や獲得免疫能の解析及び機能強化等を目的とする研究であること。

### ② HIV感染症の新規治療戦略に関する研究

HIV 感染症治療薬の使用方法に関して、その治療効果、副作用、費用、医学管理的手法等について検討を行い、新規治療戦略の確立に資するような研究であること。

## 4. 予算額

① HIV の病原性に関する研究：1 課題あたり上限 35,000 千円程度

② HIV 感染症の新規治療戦略に関する研究：1 課題あたり上限 16,000 千円程度

## 5. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

## 6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

## 7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

## 8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局疾病対策課（担当：高倉）

## 9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における重要性

- ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか

(イ) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか

(ウ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(エ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(オ) 研究者の資質、施設の能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

(ア) 行政課題との関連性

- ・ 厚生労働行政の課題と関連性のある研究であるか。

(イ) 行政的重要性

- ・ 厚生労働行政の課題における重要性が高い研究であるか、社会的・経済的効果が高い研究であるか

(ウ) 行政的緊急性

ウ その他総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

(ウ) これまで研究実績の少ない若手研究者等についても、研究内容や計画に重点を置き、研究遂行能力を勘案した上での的確な評価を行い、研究実施の機会が与えられるように配慮する。

(エ) ヒアリングを実施した場合：申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等

## 10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

## 11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1／2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

## 12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局疾病対策課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局疾病対策課と協議の上、決定する。